

高齢者のための「年忘れお笑い演芸会」を市内6小校区で開催します。ボランティアによる落語を行いますので、みなさんで大いに笑って、明るい気持ちで新年を迎えませんか？

※出来る限りお住まいの校区で申し込んでください。丁子田集会所及び瀬戸信用金庫長久手南支店には駐車場はありません。その他の施設も台数に限りがあります。

☎ 市内在住の65歳以上の人

☎ 11月1日(火)から各地区の開催日前日までに電話または社協窓口にて申込。先着順。定員に空きがあれば、当日参加可能です。

会 場	日 時	定 員
西小校区共生ステーション(西ふらっと小屋)	12月2日(金) 13:30~15:00	70人
交流プラザ	12月9日(金) 13:30~15:00	70人
丁子田集会所	12月13日(火) 13:30~15:00	30人
福祉の家2階集会室	12月15日(木) 13:30~15:00	100人
瀬戸信用金庫長久手南支店2階(長配3丁目)	12月22日(木) 13:30~15:00	30人
北小学校 多目的室	12月23日(金・祝) 10:00~11:30	70人

HPを見る HPを見る

記事ID 472, 4893

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

### 国民健康保険

☎ 保険医療課 56-0618

### 後期高齢者医療制度

☎ 保険医療課 56-0617

### 介護保険

☎ 長寿課 56-0613

同じ医療保険の世帯内で、平成27年8月から平成28年7月までに支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、下表の基準額を超えた場合、その超えた金額が支給される制度です。

### ○支給対象となる人

各医療保険〔国民健康保険、被用者保険(会社などの保険)、後期高齢者医療制度〕における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯

### ○支給額

世帯内で医療保険と介護保険の合計自己負担額から基準額(下表のとおり)を差し引いた額が支給額です。ただし、支給額が500円を超えないときは、支給されません。

### ○申請手続きについて

計算対象期間の末日時点(原則7月31日)に加入している医療保険の窓口で申請してください。

計算対象期間に、加入していた保険者(医療保険者又は介護保険者)に変更があった人の申請手続きには、変更前の保険者の「自己負担額証明書」の添付が必要です。詳しくは、変更前の保険者に問い合わせてください。

以下に該当する人で支給対象となる人には、12月以降(予定)に通知します。申請に必要な書類については、**通知文をご覧ください。**

- ・平成28年7月31日時点で、市国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度に加入している人

ただし、以下に該当する人には、**通知できない場合がありますので、ご自身で確認してください。**

- 計算対象期間中(平成27年8月から平成28年7月)に
- ・転出入した人(同一市区町村での転居を除く)
- ・加入していた医療保険が変更になった人

	所得区分 (所得区分は、計算対象期間末日現在のものです)	後期高齢者 医療制度 +介護保険	国民健康保険または被用者保険+介護保険	
			70歳以上74歳以下の人	70歳未満の人
上位 所得	所得901万円超	67万円	67万円	212万円
	所得600万円超901万円以下			141万円
一般	所得210万円超600万円以下	56万円	56万円	67万円
	所得210万円以下			60万円
市民 税非 課税	I II以外	31万円	31万円	34万円
	II 世帯員全員の所得が一定基準以下(年金収入80万円以下等)			